

改正

平成14年3月29日条例第13号

吹田市立高齢者いこいの家条例

(設置)

第1条 高齢者の健康の増進、教養の向上及びリクリエーションのための便宜を提供し、高齢者の相互交流と社会参加を促進するとともに、高齢者の自立支援を図り、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、高齢者いこいの家を設置する。

(名称及び位置)

第2条 高齢者いこいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市立高齢者いこいの家
- (2) 位置 吹田市岸部中1丁目24番11号

(事業)

第3条 吹田市立高齢者いこいの家（以下「いこいの家」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者に対する相談及び教養講座の実施に関する事
- (2) 高齢者の健康の増進、教養の向上及びリクリエーションのための場の提供に関する事
- (3) その他第1条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める事業

(使用者の範囲)

第4条 いこいの家を使用することができる者は、おおむね60歳以上の者その他市長が適当と認める者とする。

(使用の許可)

第5条 いこいの家を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、いこいの家の使用を許可しないことができる。

- (1) 第1条に規定する設置目的に反するとき。
- (2) 公序良俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設又は附属設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) 管理上やむを得ない事情があるとき。

(5) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。

(6) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用者の責務)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る施設又は附属設備等を善良な管理者の注意をもつて使用しなければならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。

(2) 第6条に定める事由が発生したとき。

(3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第9条 いこいの家の使用料は、無料とする。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸ししてはならない。

(損害賠償)

第11条 施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、使用者は、それによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(免責)

第12条 この条例に基づく処分によつて使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(運営審議会)

第13条 いこいの家の運営について審議するため、吹田市立高齢者いこいの家運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

2 運営審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 高齢者

(2) 福祉関係者

(3) 市内の公共的団体の代表者

(4) 学識経験者

(5) 市民

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和63年1月22日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の吹田市立老人いこいの家条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の吹田市立高齢者いこいの家条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。